

検討事項案その15 (第14 多数当事者仲裁について)

(前注)本稿で「多数当事者仲裁」とは、当事者として3人以上の者が関与する仲裁を想定するものである。

【目次】

- 1 多数当事者仲裁が認められるための要件について
- 2 多数当事者仲裁における仲裁廷の構成について
- 3 その他

1 多数当事者仲裁が認められるための要件について

【初出】(参考：仲裁検討会資料8の 1)

多数当事者仲裁が認められるための要件について、どのように考えるか。例えば、次のように考えることはどうか。

(1) (当初から多数当事者として仲裁を行う場合について)

多数当事者間に仲裁合意がある場合には、当事者間に別段の合意がある場合を除き、その当事者は、当該仲裁合意の内容に従い、多数当事者の仲裁として手続を開始することができるものとする。

(2) (仲裁手続開始後に第三者が当該仲裁手続に参加する場合について)

仲裁手続が開始された場合において、その当事者となっていない第三者が当該仲裁手続に参加する方法については、次のとおりとする。

当該仲裁手続の当事者間に別段の合意のある場合を除き、

ア 第三者は、当該仲裁手続の当事者全員の同意を得て、仲裁廷に対し、当事者(申立人)として参加の申立てをすることができる。

イ 当該仲裁手続の当事者は、その全員及び第三者の同意を得て、仲裁廷に対し、第三者を当事者(被申立人)として参加させる申立てをすることが

できる。

ウ 仲裁廷は、ア又はイの申立てについて、仲裁手続の遅延のおそれがあるときその他相当でないと認めるときは、「第三者の参加を許さない」当該申立てを却下する]ことができる。

(3) (仲裁手続開始後に複数の仲裁事件を併合する場合について)

仲裁手続開始後に複数の仲裁事件を併合する方法については、次のとおりとする。

ア 仲裁事件(以下、便宜上「A仲裁事件」という。)の当事者は、当事者間に別段の合意のある場合を除き、他の仲裁事件(以下、便宜上「B仲裁事件」という。)をA仲裁事件と一緒に審理することについて、A仲裁事件及びB仲裁事件の当事者全員の同意があるときは、A仲裁事件の仲裁廷に対し、B仲裁事件をA仲裁事件に併合することを求める申立てをすることができる。[ただし、B仲裁事件の仲裁廷に異議がないときに限る。]

イ アの申立てを受けた仲裁廷は、仲裁手続の遅延のおそれがあるときその他相当でないと認めるときは、これを却下することができる。

【説明】

- ・ 近時、多数の者が関与する取引の増加や法律関係の複雑化を背景に多数の者が関与する紛争も増えている。多数の者が関与する紛争については、その一回的・統一的解決が望まれる一方、多数の者の関与により手続が煩瑣となり、事件そのものも複雑なものになるという問題がある。とりわけ、訴訟と異なり、仲裁は、当事者の仲裁合意を基礎とした当事者自治に基づく手続であるため、その複雑さは一層倍化しよう。そこで、多数当事者仲裁の妥当な規律の在り方について検討する必要がある。もっとも、諸外国の立法例等をもみても、解釈問題にとどめているものも少なくないようである。現時点では、多数当事者仲裁に関しては、仮に規定を設けるとしても、基本的な部分のみ定め、当事者の意思を尊重しつつ仲裁廷が適切な裁量に基づいて柔軟に対応することを可能にしておくことが穏当なものと解される。

枠内の案は、このような考え方を踏まえ、多数当事者仲裁を認めるための基本的要件を示したものである。基本的には、原始的多数(枠内(1))であると後

発的多数（参加 枠内(2) 及び事件の併合 枠内(3)）であるとを問わず、当事者の意思を基礎として、当事者が単一の仲裁手続で紛争を解決することを望む場合にのみ多数当事者仲裁の形成を許容するものである。

- ・ 枠内(1)は、仲裁合意そのもので多数当事者仲裁を予定していたような場合や、仲裁の目的たる権利関係が共同相続されたような場合が典型例として考えられる。
- ・ 枠内(2)は、第三者がみずから請求を立てて主体的に仲裁手続に参加する形態又は仲裁手続の当事者が第三者に対する請求を立てて仲裁手続に引き込む形態の両者を想定するものである。

この場合には、いたずらに手続が複雑化し、かえって多数当事者仲裁の本旨である、紛争の迅速かつ一回的な解決の趣旨にもとる事態となることを回避するため、仲裁廷が参加又は引込みを相当ではないと認めるときに、これを許さないことができるものとしている。

なお、現状では、参加又は引込みの対象となる仲裁は、いずれも内国のもの（仲裁地が日本にあるもの）に限定するのが妥当と解される。

- ・ 枠内(3)の案は、仲裁の目的たる権利又は義務や事案の内容等に照らし、複数の仲裁事件を一つの手続で一緒に審理することを当事者が希望する場合に、それらの事件の全当事者の同意の下に事件の併合を認めるものである。当事者の同意以外の実質的な要件は、枠内(2)に準じて考えることになると思われる。

ただし、仲裁事件の併合については、事件の進行の度合い等にかんがみ各仲裁廷の意向や利害を顧慮しなくてよいかも問題となると考えられる。そこで、併合される事件（B仲裁事件）の仲裁廷に異議がないことを併合の申立ての要件とするかどうかの問題となる。

もっとも、全当事者の同意があること及び併合される事件（B仲裁事件）の仲裁廷に異議がないことを要件とする場合には、併合は、すべて同意又は合意を基礎とする手続であることとなり、あえて法律で規定を設ける必要があるかどうかについて、検討する必要がある。

なお、仮に仲裁事件の併合について規定を設けるとした場合、内国仲裁同士の併合に限るべきものと考えられる。

【コメント】

- ・ 枠内(1)に該当する場合にも、権利関係が合一に確定すべき場合の取扱いをどうするかが問題となろう。また、逆に、事件の内容によっては、かえって手続が複雑化し、手続遅延のおそれが生ずる場合も想定され、(2)ウ及び(3)イのように、仲裁廷において相当でないと認めるときに多数当事者仲裁を許さないことができるものとするべきかといった点も問題となろう。
- ・ 枠内(2)及び(3)の案については、当事者全員の合意を要件とする場合には、仲裁廷の措置に対しては格別の不服申立手続を設ける必要はないと解される。もっとも、枠内(1)から(3)までを通じ、審理の経過等に応じて、仲裁廷に事件を分離することを認めるべきかどうかについては論ずる余地があろう。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)は、多数当事者仲裁に関する規定は置いていない。
- ・ ドイツ法及び韓国法も、同様であり、解釈・運用に委ねられている。
- ・ 英国法第35条〔手続の併合と同時弁論〕
「(1) 両当事者は自由に
(a) 当該仲裁手続を別の仲裁手続と併合すること、あるいは
(b) 同時に弁論(聴聞)手続を行うこと
を合意でき、そのための条件についても合意することができる。
(2) 両当事者が仲裁廷に手続や弁論の併合を行う権限を授与することに合意しない限り、当該仲裁廷はこれらを命ずる権限をもたない。」
- ・ 米国においては、当事者の合意を要求しない若干の州法も存するが、連邦最高裁は、United Kingdom v. Boeing Co.事件において、仲裁手続の併合には当事者の合意及び事件の関連性が必要であるとしたものと解される判示をしている。
- ・ 国際商事仲裁協会商事仲裁規則第40条〔手続参加〕
「1 仲裁手続の当事者となっていない者であっても、その者および仲裁手続の当事者全員の同意があるときは、申立人として仲裁手続に参加し、またはこの者を被申立人として仲裁手続に参加させることができる。
2 前項の手続参加が仲裁裁判所の成立以前である場合には、仲裁人の選定は第26条の規定により行い、仲裁裁判所の成立以後である場合には、その構成に影響を及ぼさない。
3 仲裁裁判所は、第1項の同意がある場合であっても、手続参加が仲裁手続を遅延させると認めるときその他相当の理由があるときは、手続参加を許さないことができる。
4 手続参加の申立てについては第12条の規定を準用する。ただし、手続参加が許

されなかった場合には同条第4項の管理料金は返還するものとする。

同規則第12条〔仲裁申立て〕

- 「1 仲裁手続開始の申立てをするには、申立人は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を協会に提出しなければならない。
- (1) 紛争をこの規則による仲裁に付託すること
 - (2) 援用する仲裁合意
 - (3) 当事者の氏名または名および住所
 - (4) 代理人を定めた場合には、その氏名および住所
 - (5) 請求の趣旨
 - (6) 紛争の概要
 - (7) 請求を根拠づける理由および証明方法
- 2 申立人は、仲裁申立書とともに、前項(2)に定める仲裁合意を含む仲裁条項または仲裁契約の写しを協会に提出しなければならない。
- 3 代理人によって仲裁手続を行う場合には、代理人は、仲裁申立書とともに、委任状を協会に提出しなければならない。
- 4 申立人は、仲裁申立ての際、協会の仲裁料金規程に定める申立料金および管理料金を納付しなければならない。協会は、申立人が申立料金および管理料金を納付しないときは、仲裁申立てがなかったものとみなし、その旨を付記して仲裁申立書を申立人に差し戻すことができる。
- 5 仲裁手続は、協会が仲裁申立書を受領した日に開始したものとみなす。」

・ 同規則第41条〔同一手続による複数の仲裁申立ての審理〕

- 「(1) 協会または仲裁裁判所は、複数の仲裁申立てであって、その請求の趣旨が相互に関連するものについて、必要があると認めるときは、各仲裁申立ての当事者全員の書面による同意を得て、これを同一の手続によって審理することができる。ただし、複数の仲裁申立てが同一の仲裁合意に基づくものであるときは、当事者の合意を必要としない。
- (2) 前項の規定により、複数の仲裁申立てが同一の手続によるものとされた場合には、仲裁人の選定については、前条第2項の規定を準用する。」

2 多数当事者仲裁における仲裁廷の構成について

【初出】

多数当事者仲裁において、仲裁人の選定（仲裁廷の構成）について、どのように考えるか。例えば、次のように考えることはどうか。

当事者間に別段の合意がある場合を除き、次のとおりとする。

(1) 当初から多数当事者の仲裁であるとき（前記1(1)）

ア 仲裁廷を構成する仲裁人の数及び選定手続は、当事者が合意して定める。

イ 当事者が合意に至らない場合、当事者の合意によっては所定の仲裁人が選定されない場合等については、次のとおりとするものとする。

a 当事者が仲裁人の数又は選定手続について合意できないとき

当事者の申立てに基づき、裁判所がその数を定め、又は仲裁人を選定

する。

b 当事者が仲裁人の数及び選定手続について合意したが、これによって
は所定の数の仲裁人の選定に至らないとき

当事者の申立てに基づき、裁判所が所定の数に満つるまで仲裁人を選
定する。

ウ イの裁判所の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(2) 第三者が既存の仲裁手続に参加する場合等（前記1(2)）

第三者が自ら参加を申し出、又は当事者から受けた引込みの申出に同意し
た時点において、

ア 既存の仲裁手続について仲裁人が一人も選定されていないとき

(1)と同様とする。

イ ア以外の場合

既存の仲裁手続における選定手続により選定される仲裁人で仲裁廷を
構成し、この仲裁廷が審理に当たる。

(3)（前記1(3)枠内の仲裁事件の併合を認める案を採った場合）

仲裁事件の併合をする場合においては、併合する事件の審理を担当してい
る仲裁廷が併合される事件の審理も併せて担当する。

【説明】

- ・ 多数当事者仲裁にあっては、常に当事者の利害関係を二当事者の場合に還元して考えることができるとは限らないため、仲裁人の数及びその選定手続は、基本的に当事者の合意に委ねざるをえないと考えられる。枠内の案は、このような考え方に則ったものである。当事者の合意が効を奏しない場合（合意に至らない場合を含む。）には、それぞれの場合に応じて、当事者の申立てに基づき、裁判所が必要とされる行為（仲裁人の数の決定、仲裁人の選定等）に任ずるものとするほかないと解される。当事者の合意がない場合等の補充規定を設けることも考えられるが、想定される例のパターンの数があまりに多く、簡明で汎用性のある規定を創案することは相当に困難であろう。むしろ、当事者の利害状況も複雑に錯綜する場合も想定されることから、第三者たる裁判所が後見的角色を發揮することが期待されると考えられる。

- ・ 第三者が既存の仲裁手続に参加する場合及び仲裁事件が併合される場合にあっては、既存の仲裁手続の審理を担当する仲裁廷及び併合する事件の仲裁廷がそのまま審理を行うものとするのが考えられる。仲裁事件の併合の場合にあっては、併合される事件の仲裁廷が既に構成されていた場合には、仲裁廷の構成の変更といった問題も生ずるが、枠内(3)の案は、併合自体に全当事者の合意に加え、併合される事件の仲裁廷に異議がないことを要件とすることによって仲裁廷の構成をめぐって手続が停滞することを回避しようとするものである。

(参考)

- ・ 国際商事仲裁協会商事仲裁規則第26条〔仲裁人の選定 第三者による手続参加の場合〕
 - 「1 第三者が、仲裁裁判所の成立以前に、第40条の規定によって仲裁手続に参加し、または参加させられた場合には、申立人、被申立人および第三者の合意によって、単数または複数の仲裁人を選定する。
 - 2 第三者が仲裁手続に参加した日から3週間を経過する日までに、前項の合意によって定められた数の仲裁人の選定が行われない場合は、協会は未だ選定されていない数の仲裁人を選定する。
 - 3 前項に定める日までに仲裁人の数が合意されない場合は、協会はその定める数の仲裁人を選定する。」

3 その他

その他に多数当事者仲裁について検討すべき事項があるか。

なお、参加人又は併合された仲裁事件の当事者の手続保障については、参加人又は当事者の同意を要件としているので、それ以上の手続保障を要求すべきかについて、なお検討を要する。

(注) 多数当事者仲裁にあっては、審理の在り方も問題となる。もっとも、多数当事者仲裁の形成について当事者の合意又は同意を前提とする限り、審理の在り方について特段の規定を設ける必要はないようにも思われるが、なお検討が必要である。

また、費用の取扱い(仲裁に付する申出をする際の手数料の問題を含む。)が問題となる。

(参考)

- ・ 国際商事仲裁協会商事仲裁規則第40条〔手続参加〕(一部再掲)
 - 「4 手続参加の申立てについては第12条の規定を準用する。ただし、手続参加が許されなかった場合には同条第4項の管理料金は返還するものとする。」

同規則第12条〔仲裁申立て〕(再掲)

- 「1 仲裁手続開始の申立てをするには、申立人は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を協会に提出しなければならない。(以下、略)
- 4 申立人は、仲裁申立ての際、協会の仲裁料金規程に定める申立料金および管理料金を納付しなければならない。協会は、申立人が申立料金および管理料金を納付しないときは、仲裁申立てがなかったものとみなし、その旨を付記して仲裁申立書を申立人に差し戻すことができる。」